北海道根室振興局告示第39号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２９条第１項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 8年 9月 9日

北海道根室振興局長　清水　章弘

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北海道根室市幸町１丁目７番、８番１、９番、１０番（第全工区）

2　開発許可を受けた者の住所及び氏名

北海道根室市西浜町9丁目13番地1
株式会社　ＮＦアセットプランニング　代表取締役　辻　俊輔

3　開発許可年月日及び番号

令和8年3月9日　　根建指第1267号指令